

介護保険法第70条第10項に基づく富士市長との協議による 指定通所介護事業所の指定制限に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第70条第10項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第126条の11第1項の規定に基づき、富士市長から知事に対し協議を求められたことに関し、協議した結果、法第70条第11項の規定に基づく指定制限の実施に必要な事項を定めるものとする。

(対象とする地域)

第2条 協議の対象とする地域は、次のとおりとする。
富士市全域

(対象とする居宅サービス)

第3条 協議の対象とする居宅サービスは、次のとおりとする。
通所介護（法第8条第7項の規定に基づく通所介護）

(基本的な考え方)

第4条 前条及び前々条に係る事業所の新規指定（法第41条第1項本文の知事の指定。以下「新規指定」という。）について、令和6年4月1日以降は、第6条において富士市長が定める「特別な事情」に該当する場合を除き、指定を制限するものとする。なお、同条に基づく申請を行う場合は、あらかじめ事業者が富士市に相談を行い、知事あてに意見書（別紙様式1又は2）が提出された場合に限り、知事は新規指定を行うことができるものとする。

2 法第70条の2第1項に基づく指定の更新については、前項の規定は適用しない。

(協議の見直し)

第5条 前条の新規指定の制限が富士市の介護保険事業計画の達成を阻害する要因となった場合は協議を見直す。

(特別な事情)

第6条 第4条第1項の「特別な事情」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 事業所の廃止、富士市外への移転又は定員の減少により、指定通所介護のサービス提供可能量が計画値（見込量）を一時的に下回るおそれがあり、富士市に事前協議を行う場合。
- (2) 令和6年5月31日までに、富士市に事前協議を行い、令和6年12月1日までに事業所の開設ができる場合（ただし、開設者、整備計画予定地、図面等が明示できない等の具体的な計画が示されない場合や、令和6年12月1日までに事業所の開設ができない場合は不可とする。）。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

富福介発第 号
令和 年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

富士市長 小長井 義正

指定通所介護事業所の新規指定に係る事前協議について

富士市は、第9期介護保険事業計画において、介護保険法第70条第10項の規定に基づき、指定通所介護事業所の新規指定を制限しておりますが、事業所の廃止、市外への移転又は定員の減少により、市内における指定通所介護のサービス提供可能量が介護保険事業計画に定める見込量を一時的に下回るおそれがあると判断いたしました。

つきましては、特別な事情により新規指定を行うことが適当と認められるため、指定通所介護事業所の新規指定の事前協議を行った下記の者に対し、事業所の指定に係る諸手続等について御配慮くださいますようお願いいたします。

記

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 事業者 | 株式会社〇〇〇〇
富士市△△△ □□□番地の□ |
| 2 サービスの種類 | 指定通所介護 |
| 3 指定を認める条件 | 特別な事情により新規指定を行う条件の(1)に該当 |

以上

※本確認書に事業所指定申請書及び指定に必要な書類を添えて、静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課へ提出すること。

福祉部介護保険課 計画管理担当
電話 0545-55-2767 (直通)

富福介発第 号
令和 年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

富士市長 小長井 義正

指定通所介護事業所の新規指定に係る事前協議について

富士市は、第9期介護保険事業計画において、介護保険法第70条第10項の規定に基づき、指定通所介護事業所の新規指定を制限しておりますが、指定通所介護事業所の開設を希望する者から相談があったため事前協議を行った結果、特別な事情により新規指定を行うことが適当であると判断いたしました。

つきましては、指定通所介護事業所の新規指定の事前協議を行った下記の者に対し、事業所の指定に係る諸手続等について御配慮くださいますようお願いいたします。

記

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 事業者 | 株式会社〇〇〇〇
富士市△△△ □□□番地の□ |
| 2 サービスの種類 | 指定通所介護 |
| 3 指定を認める条件 | 特別な事情により新規指定を行う条件の(2)に該当 |

以上

※本確認書に事業所指定申請書及び指定に必要な書類を添えて、静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課へ提出すること。

福祉部介護保険課 計画管理担当
電話 0545-55-2767 (直通)